

双葉町放射線量等検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 国による避難指示解除及び特定復興再生拠点区域への立入規制緩和（以下「避難指示解除等」という。）に関し、双葉町民の帰還及び新たな町民の移住等の判断、就労者及び来訪者の双葉町内での活動等に資するため、避難指示解除等対象区域の放射線量の低減状況等を専門的な視点から検証する双葉町放射線量等検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 避難指示解除等対象区域の放射線量、除染、放射線防護対策等の検証及び評価に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、放射線及び除染関係の学識経験者（以下「委員」という。）で組織し、委員は町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が共に欠けたときの会議又は委員委嘱後に最初に開催される会議は、町長が招集する。

- 2 委員会は、その目的に応じ委員の一部により開催することができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 4 委員会は、原則として非公開とする。

(議事録等)

第7条 委員会の議事録及び資料は、双葉町情報公開条例（平成11年9月22日条例第16号）第6条に規定する非開示情報を除き、原則として会議終了後に公開する。

(報告)

第8条 委員長は、第2条に規定の所掌事務を終えたときは、その結果を町長に報告する。

(謝礼)

第9条 委員には予算の範囲内で謝金及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、住民生活課帰町準備室において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。